

安心で安全なまちづくりの日の広報及び啓発について

狛江市安心で安全なまちづくり基本条例第 15 条に基づく広報及び啓発について、下記のとおり実施する。

①横断幕・懸垂幕の掲出

安心で安全なまちづくりの日を周知するための横断幕及び懸垂幕を防災センターに掲出する。

期間：令和 3 年 10 月 1 日（金）から 29 日（金）まで

②コマラジでの広報・啓発

安心安全課職員がコマラジに出演し、防災・防犯情報を提供し、安心で安全なまちづくりの日の周知を行う。

実施日：令和 3 年 9 月 28 日及び 10 月 26 日

③スポ・レク大会での広報・啓発

スポレク大会において、防災・防犯啓発グッズの配布、電気自動車からの給電実演と併せて、安心で安全なまちづくりの日の周知を行う。

電気自動車は庁用車のリーフを展示し、実際にマイクなどの電源として使用する。また、日産自動車株式会社から展示用のパネルを借用する。

実施日：令和 3 年 11 月 6 日

④防災アレルギーセミナーの開催

こまえ親子防災部と協働で「防災アレルギーセミナー」を開催し、防災・防犯啓発グッズの配布及び安心で安全なまちづくりの日の周知を行う。

実施日：令和 3 年 11 月 7 日